

# 大久保小学校いじめ防止基本方針

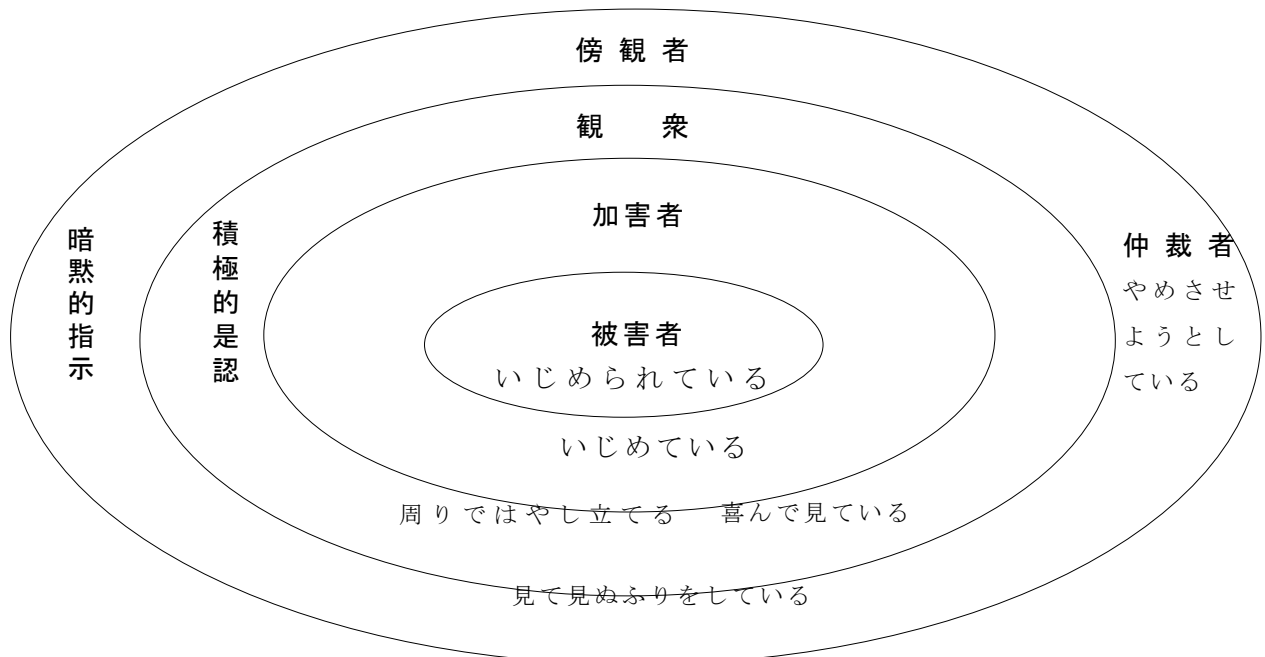
## I ねらいと基本方針

### 1 ねらい

学校・家庭・地域・関係諸機関との緊密な連携を図りながら、いじめ根絶に取り組み、児童一人一人の心豊かな日常生活と自己実現を図るとともに、生命・身体を守るために、共通理解を図りながら行う。

### 2 いじめの構造

いじめの多くは、以下のような4つ層からなっている。



【いじめ集団の構造】

いじめは、「被害者」と「加害者」だけの問題ではない。周りではやし立てたり、喜んで見ていたりする「観衆」もいじめを積極的に是認する存在である。見て見ぬふりをしている「傍観者」も、いじめを暗黙的な指示している存在であり、いじめられている子にとっては支え（味方）にならない。したがって、「観衆」も「傍観者」もいじめを助長する存在だと言える。

また、この4つの層は、固定したものではなく、変化することもある。

「被害者」が「加害者」に、「観衆」や「傍観者」が入れ替わることもある。つまり、誰もが「被害者」「加害者」になる可能性があるということである。この不安感が、いじめの陰湿化を招いたり、いじめを外から見えにくくしたりしていると考えられる。

いじめは集団の行動の在り方と大きく関係しているといえる。

### 3 いじめに対する基本的な考え方

- (1) 「いじめは人間として決して許されない」という強い認識をもつこと
- (2) 「いじめは、どの学校でもどの子にも起こりうる」という危機意識をもつこと
- (3) 「いじめられている子どもを最後まで守り抜く」という信念をもつこと  
いじめ根絶に向けて、学校とともに、保護者・地域・関係機関と連携しながら、早期に発見し、迅速に対応していくこと

- (1) 「いじめは人間として決して許されない」という強い認識をもつこと（※資料1）
- ① 教師は、「いじめは絶対に許されない」行為であり、いじめをはやし立てたり、傍観したりすることもいじめる行為と同様であるという強い認識をもつことが重要である。
  - ② 子どもに対して、いじめられている人を助けることは、いじめる人を救うことにつながるという認識をもたせることも大切である。
- (2) 「いじめは、どの学校でもどの子にも起こりうる」という危機意識をもつこと
- ① いじめはどの学校どの子にとっても起こりうるという危機意識をもって、教育相談活動と全教育活動を通して積極的な生徒指導を図るようにする。
  - ② 子どものわずかなサインをキャッチできるように、研修の機会を設定するとともに、日頃から教職員間及び保護者との連絡を密にし、情報交換や共通理解を図ることが重要である。
- (3) いじめ根絶に向けて、学校とともに・保護者・地域と連携しながら、早期に発見・迅速に対応していくこと
- ① いじめが生じた際には、学級担任等の特定の教員が抱え込むことなく、校長のリーダーシップの下で学校全体で組織的に対応することが重要である。
  - ② 個人情報の取扱いに留意しつつ、正確な情報提供を行うとともに、保護者や地域住民、関係機関と連携して早期発見とともに、迅速に対応していくことが重要であり、事実を隠蔽するような対応は許されない。

#### 4 指導方針

- (1) 心の居場所としての学級経営の充実
- (2) いじめに対する迅速かつ毅然とした対応
- (3) 安全・安心を支える相談体制の充実
- (4) 道徳教育の充実

- (1) 心の居場所としての学級経営の充実
- ① 教師と子ども、子ども同士の信頼関係の構築に努める。  
(子どもが安心して学べる環境づくり…居場所づくり)
  - ② 子ども一人ひとりの個性・よさが発揮される望ましい集団活動を行う。  
(授業や学校行事等においてすべての子どもが活躍できる場の設定、自己有用感、集団への帰属意識の育成…絆づくり)
- (2) いじめに対する迅速かつ毅然とした対応
- ① 当事者や保護者、友人等からの情報収集を通じ、事実関係の把握を正確かつ迅速に行う。
  - ② いじめる子どもに対しては、毅然とした指導を行う。
- (3) 安全・安心を支える相談体制の充実
- ① 日頃から子どもが発する危険信号を見逃さないようにし、いじめの早期発見に努める。
  - ② スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、ハートサポート相談員等の活用により、学校等における相談機能を充実する。
- (4) 道徳教育の充実
- ① 「特別な教科道徳」の趣旨を踏まえ、全教師の協力体制のもとに、いじめの防止の視点も踏まえ道徳性の育成にかかわる指導の充実を図る。
  - ② 学校の道徳の授業を授業参観日等に地域に公開し、学校と家庭・地域が一体となって、児童の道徳的実践力を養う。

## 5 教師としてなすべきこと

### いじめを見抜く感性を磨くこと

いじめは、教師の目の届きにくいところで起こる。「チェックポイント」などを参考にして、教師自身がいじめを見抜く感性を磨くこと

### 不安や悩みを受容する姿勢をもつこと

子どもの話を最後まで傾聴し、不安や悩みを受け止め、問題の解決に向けて粘り強く対応すること

### 「自信」と「やる気」をひきだす授業に努めること

教師と子どもの信頼関係に基づいた授業を実践し、子どもの「自信」と「やる気」を引き出すこと

### 心の居場所づくりに努めること

子どもが、自己有用感を感じられるように、教師と子ども及び子ども相互の温かい人間関係を基に、安心できる心の居場所としての学級づくりに努めること

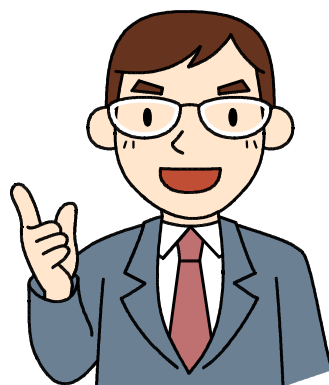


### 一人ひとりの心の理解に努めること

日記や交流ノート等を通じた心の交流をしたり、休み時間や清掃時間等も子どもと一緒に活動したりして、1日に1回は声かけをすること

### いじめは絶対に許さないという学級風土をつくること

道徳や学級活動等で、いじめ問題、命の大切さ、規範意識にかかわる題材を取り上げる等、日頃からいじめは絶対に許さない学級風土をつくること



### 互いに個性を認め合う学級経営に努めること

子どもの不得意なところや身体的な特徴がいじめのきっかけにならないように、子ども同士が一人ひとりの違いを個性として認め合う学級経営に努めること

### いじめを受けた子どもを最後まで守り抜くこと

まずは、いじめを受けた子どもの苦しみを受容すること。「いじめられている子どもを最後まで守り通す」ことを言動で示し、毅然とした対応をすること

### 教師間で連携・協力して問題の解決に当たること

学級担任は開かれた学級経営に努め、問題を抱え込むことなく、養護教諭をはじめ他の教師に協力を求める勇気と心構えをもつこと

### 子どもや保護者からの声に誠実に応えること

日頃から、本人や保護者の立場に立ち、誠実に問題を解決しようとする姿勢や態度を示し、信頼関係の構築を心がけること

## II いじめの防止・早期発見について（※資料2）

日常観察，調査活動，教育相談などを組み合わせて，いじめ防止・早期発見に努める。

### 1 日常的観察

個人レベル，学級レベル，学校レベルで子どものちょっとした変化を見逃さないために，以下の点に留意して日常的な観察を行う。

#### （1）個人レベル

- ① 服装の乱れや汚れていることが多くないか。
- ② 打撲や傷はないか。
- ③ 顔色が悪かったり，元気がなかったりすることが多くないか。
- ④ 体の不調を訴えたりして保健室によくいかないか。
- ⑤ 一人で行動することが多くないか。

#### （2）学級レベル・学校レベル

- ① 机を離されたり，プリントを次の子が置くのをいやがったりされていないか。
- ② ～菌などの悪口，冷やかし，からかい，はやしたて等がないか。
- ③ 陰口や無視をされていたり，孤立したりしていることはないか。
- ④ 物が隠されたり，なくなったり，壊されたりしていないか。
- ⑤ 暴力をふるわれることはないか。
- ⑥ 閉鎖的な小集団がないか。

#### （3）その他

- ① 他学年教員，養護教諭，支援協力員が情報提供をする。
- ② 月1回の生徒指導協議会で情報交換を行う。
- ③ チェックシートでチェックする。

### 2 調査活動

#### （1）学校生活（いじめ）アンケート調査

- ① 子どもに学校生活についてのアンケート調査を行う。（5月，10月，2月）  
（※資料3、4、5）
- ② 子どもと保護者にいじめについてのアンケート調査を行う。  
（5月，10月，2月）（※資料6）

#### （2）QUテスト

- QUテストの実施（6月，12月），分析を行う。（7月，1月）

#### （3）累積欠席調査

- 累積欠席日数が，7日を超えた子どもについて調査する。

### 3 教育相談

#### （1）定期教育相談

- ① 子どもにアンケートを実施した後に定期教育相談を行う。（5月，10月）
- ② 家庭訪問や個別懇談時に保護者から情報を得る。（5月，11月）

#### （2）その他の教育相談

- 本人からの申し出，保護者からの訴え，他児童や地域からの情報提供があった場合は，直ちに教育相談を行う。  
※ 学校内，家庭や地域社会において，いじめに気付いた時の速やかな相談・通報が大事であることを啓発していく。

### Ⅲ いじめを認知したときの対応について

いじめ等の情報提供があった場合、誠意ある対応とその解決に向けた迅速・的確な対応を行う。対応の手順は以下の通りである。

#### 1 いじめの情報提供があった場合や発見した場合は、直ちに校長・教頭・生徒指導主事に報告して指示を受ける。

- (1) 些細なことでも報告すること
- (2) 憶測を入れずに事実のみ報告すること

#### 2 瞬時に事実関係の把握・情報収集を行う。

- 担任、関係職員が、いじめられた子・いじめた子・まわりの子から情報を収集するとともに、情報の突き合わせを行う。
- ※ いじめられた子及びその保護者の気持ちに寄り添った対応をする。

#### 3 把握した事実関係を校長・教頭・生徒指導主事に報告して指示を受ける。

#### 4 いじめのレベルによって次のような対応を取る。

- (1) レベル1 学習や生活の様子に目立った変化は見られないが本人がいじめがあったと感じている
  - 子どもの気持ちに寄り添った対応を心がけるとともに、保護者に学校の方針、面談の日時を連絡する。(その日の内に一報を入れる。3日以内に、必ず保護者と面談する。)
- (2) レベル2 元気がない。学習意欲の低下が見られる。身体的不調を訴える(保健室の出入りの増加)。交友関係の変化(孤立)。頻繁にいたずらされる。物がなくなる。欠席・遅参・早退が増える。(不登校傾向)
  - ① 養護教諭と連携しながらの健康観察とヒアリングをするとともに、保護者に連絡し面談する。
  - ② 市教育委員会に報告して、指示を仰ぐ。
- (3) ○レベル3 不登校、別室登校、身体的損傷(打撲、傷、衣服の汚れ等)、暴力、恐喝、脅迫等による身体的な苦痛や被害。
  - ① いじめ対策委員会を開催して、対応にあたる。(※資料7)
  - ② 市教育委員会に報告して、指示を仰ぐ。

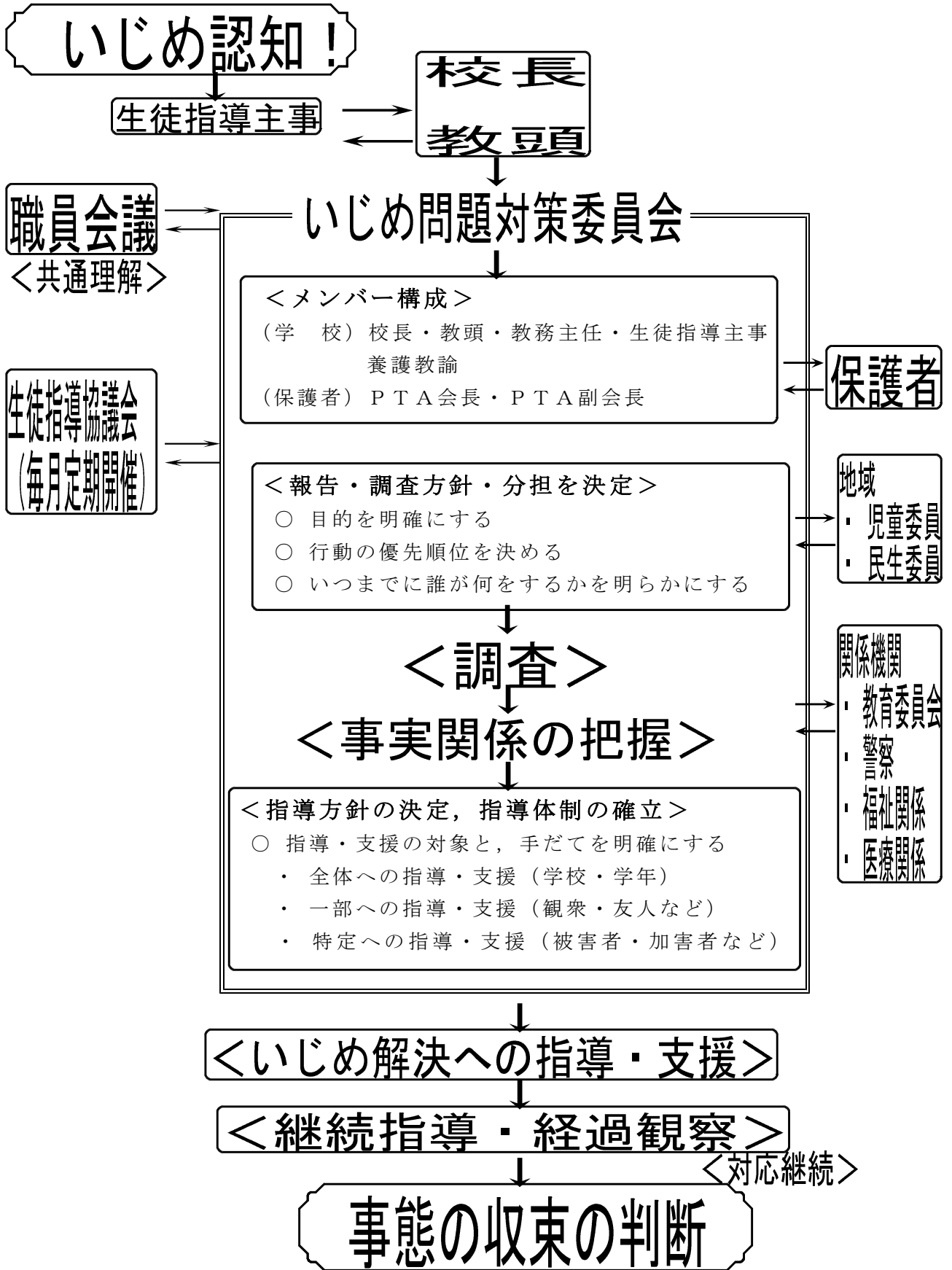
※ 問題の状況・対応の方針等は、全職員に示して、全職員が一丸となって解決にあたる。

(・不用意な無責任な発言は厳に慎むこと。事実を隠蔽するような対応はしない。個人名や家庭事情等個人情報保護が必要なものは非公開とする。)

#### 5 問題の経過、解決の確認を確実に行う。

- (1) 「解決したか」の最終判断は校長が行う。
- (2) 報告、連絡、相談+確認を必ず行う。(認知後3日以内は毎日行う。その後は、1週間、2週間、1ヶ月、3ヶ月をめやすに定期的に行う。)
  - ※ 1週間たっても改善が見られない場合は、いじめ問題対策委員会を立ち上げ、別途具体的な方針を決める。

＜緊急時の組織的対応＞



#### IV 重大事態への対応について

重大事態が発生した場合は、同種の事故の発生防止に資するため、速やかに適切方法により事実関係を明確にするための調査を行い、教育委員会や保護者に必要な報を適切に提供する。

##### 1 重大事態の定義

- (1) いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- (2) いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

##### 2 調査を要する重大事態

いじめの重大事態に関する調査については、平成 29 年 3 月 30 日付文部科学省「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」を参考にし、被害者側にたった対応を行う。調査を要する重大事態は以下によるが個々の状況を勘案して判断する。

- (1) いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
  - 児童生徒が自殺を企画した
  - 身体に重大な障害を負った
  - 金品等に重大な被害を被った
  - 精神性の疾患を発症した
- (2) いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

「相当の期間」とは、不登校の定義を踏まえ、年間 30 日を目安とする。ただし、上記目安にかかわらず、学校設置者又は学校の判断により、迅速に調査を着手する。

保護者の考えにより、登校しない場合は、保護者の考えを十分聞き対応するが、調査の対象外とする場合もありうる。
- (3) 児童や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき

##### 3 重大事態の報告

重大事態が発生した場合は、学校は教育委員会へ発生を報告する。その際、調査の主体が学校になるのか対策委員会になるのかを確認する。

##### 4 重大事態の調査について

- (1) 学校は教育委員会の指導・助言のもと、重大事態の調査組織を設置し、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- (2) 組織の構成については、学校が主体で調査を実施する場合には、学校いじめ対策委員会に、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図り、調査の公平性・中立性を確保する。

(3) 事実関係を明確にするための調査の実施

- ・いつ（いつ頃から）
- ・誰から行われ
- ・どのような様態であったか
- ・いじめを生んだ背景事情
- ・児童の人間関係にどのような問題があったのか
- ・学校・教職員はどのように対応したのか

などの事実関係を可能な限り網羅的に明確にする。この際、客観的に事実関係を速やかに調査する。

5 いじめられた児童からの聴き取りが可能な場合

- いじめられた児童から十分に聴き取る。
- 児童や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う。この際、いじめられた児童や情報を提供してくれた児童を守ることを最優先とした調査実施を行う。
- いじめられた児童の事実関係を確認するとともに指導を行い、いじめ行為を止める。
- いじめられた児童に対しては、事情や心情を聴取し、いじめられた児童の状況に合わせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。

これらの調査を行うに当たっては、事案の重大性を踏まえて、関係機関と適切に連携して、対応に当たる。

6 児童の入院や死亡など、いじめられた児童からの聴き取りが不可能な場合

- 当該児童の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査に着手する。

〈児童の自殺が起こった場合の調査〉

自殺の背景調査を実施することが必要である。この調査においては、亡くなった児童の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し再発防止策を講ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行う。

- 背景調査にあたり、遺族が、当該児童を最も身近に知り、また、背景調査について切実な心情を持つことを認識し、その要望・意見を十分に聴取するとともに、できる限り丁寧に遺族に説明を行う。
- 在校生及びその保護者に対しても、できる限り丁寧な説明を行う。
- 死亡した児童が置かれていた状況として、いじめの疑いがあることを踏まえ、学校は、遺族に対して主体的に、在校生へのアンケート調査や一斉聴き取り調査を含む詳しい調査の実施を提案する。
- 詳しい調査を行うにあたり、学校は、遺族に対して、調査の目的・目標、調査を行う組織の構成等、調査の概ねの期間や方法、入手した資料の取り扱い、遺族に対する説明の在り方や調査結果の公表に関する方針などについて、できる限り丁寧に説明を行う。
- 背景調査においては、できる限り、偏りなく資料や情報を収集して、それらの信頼性の吟味を含めて、客観的に、特定の資料や情報にのみ依拠することなく総合的に分析評価を行うよう努める。



- 客観的な事実関係の調査を迅速に進めることが必要であり、それらの事実の影響についての分析評価については、専門的知識及び経験を有する者の援助を求めることが必要であることに留意する。
- 情報発信・報道対応については、プライバシーへの配慮のうえ、正確で一貫した情報が必要であり、初期の段階で情報がないからといって、トラブルや不適切な対応がなかったと決めつけたり、断片的な情報で誤解を与えたりすることのないよう留意する。なお、亡くなった児童の尊厳の保持や、子どもの自殺は連鎖（後追い）の可能性があることを踏まえ、報道の在り方に特別の注意が必要であり、WHO（世界保健機関）による自殺報道への提言を参考にする。

## 7 調査結果の提供及び報告

いじめを受けた児童やその保護者に対して、事実関係等その他必要な情報を提供する責任を踏まえ、調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）について、いじめを受けた児童やその保護者に対して説明する。情報の提供に当たっては以下の点に留意する。

- 学校は、他の児童のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。ただし、いたずらに個人情報保護を盾に説明を怠るようなことがあってはならない。
- 質問紙調査の実施により得られた結果については、いじめられた児童又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置が必要である。
- 学校が調査を行う際、教育委員会から情報提供の内容・方法・時期などについて必要な指導及び支援を受ける。

## 8 調査結果の報告

- (1) 調査結果については、学校は教育委員会に報告する。
- (2) 上記の結果を踏まえて、いじめを受けた児童又は保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童又は保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて市長に送付する。

## 9 留意点

重大事態が発生した場合に、関係のあった児童が深く傷付き、学校全体の児童へや保護者や地域にも不安や動揺が広がったり、時には事実に基づかない風評等が流れたりする場合もある。学校は、児童や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する。

## V 生徒指導の機能を生かした一人ひとりの居場所のある温かな学級づくりについて

### 1 一人ひとりの居場所のある温かな学級づくりのポイント

- (1) 教育活動の様々な面において自己選択や自己決定の場を意図的に設定し、自主的・自治的な学級づくりに努めること
- (2) 自己有用感を実感できる好ましい人間関係づくりと学級づくりに努めること
  - ① 教師と子ども，子ども同士の信頼関係の構築  
(子どもが安心して学べる環境づくり：居場所づくり)
  - ② 子ども一人ひとりの個性・よさを伸ばす取り組み  
(授業や学校行事等においてすべての子どもが活躍できる場の設定  
自己有用感の育成：絆づくり)
- (3) 共感的な人間関係を基盤とした教育活動を充実すること
  - ① 豊かな人間性や社会性をはぐくむ体験活動の推進
  - ② 生命尊重や思いやりの心をはぐくむ教育活動の展開
  - ③ 道徳，特別活動，総合的な学習の時間の充実

### 2 一人ひとりの居場所のある温かな学級づくりを行うための方策

- (1) 豊かな人間性・社会性を育む体験活動の推進
  - ① 自然体験，社会体験，地域に学ぶ体験等  
(宿泊学習や遠足，見学学習，地域素材や人材の活用)
  - ② 異年齢集団，地域の方等との交流体験  
(ふれあいタイムでの異学年交流，ふれあい参観)
- (2) 生命尊重や思いやりの心をはぐくむ教育活動の展開
  - ① 「生命を尊重する心」「思いやりのある心」を重点とした道徳教育の推進  
(授業参観での道徳の授業)
    - ・ 心の授業の実施 (ストレスマネジメント等)
    - ・ コミュニケーション能力の育成 (ソーシャルスキル等)
- (3) 個に応じたきめ細かな指導の充実
  - ① 子どもたちが「わかる」「できる」「楽しい」と感じる授業の実施
  - ② 補充的な学習や発展的な学習など個に応じた指導の充実
  - ③ 授業のルール，コミュニケーションの取り方の指導
- (4) 家庭・地域との連携
  - ① いじめアンケートの実施
  - ② いじめ問題についての啓発，家庭の中での話し合い
  - ③ いじめ問題対策委員会の設置
- (5) いじめ問題やQ-Uテストに関する校内研修会の開催
  - ① いじめ問題に対する共通理解，いじめに気付く感性や共感性
  - ② いじめ問題に対する組織的対応の仕方
  - ③ Q-Uテストの結果分析と対応策

# いじめ問題対策委員会運営規定

## 第1条 (目的及び名称)

児童一人一人の心豊かな日常生活と自己実現を図るため、学校・家庭・地域との緊密な連携を図りながら、実態把握と児童理解のもとに、具体的な方策の討議を通していじめ問題等の解決を目指すことを目的とする。

## 第2条 (委員の任務等)

- (1) 児童の実態把握 (いじめ等の実態・情報交換)
- (2) 問題点の整理
- (3) 対応策及び指導の具体的な方法等の検討
- (4) その他、目的に応じた任務

以上の内容については、原則として非公開・非公表とする。

## 第3条 (委員の構成)

この委員会は、下記の委員で構成する。

- (1) 学校・・・ 校長・教頭・教務主任・生徒指導主事・養護教諭
- (2) 保護者・・・ P T A会長 P T A副会長

<必要に応じて以下の関係者と連携を図る>

- (3) 地域関係者・ 区長代表・主任民生委員・防犯協会会長
- (4) 関係諸機関・ 福島警察署飯野駐在所警察官
- (5) 専門家・・・ ハートサポート スクールカウンセラー

## 第4条 (役員)

この委員会に委員長1名、副委員長1名、事務担当者若干名おく。

委員長及び副委員長は以下の通りとする。事務担当者は教職員が当たる。

委員長 (P T A会長)

副委員長 (P T A副会長3名より1名を互選)

## 第5条 (委員の任務)

委員長は、本会員を統括する。

副委員長は、委員長を補佐する。

事務担当者は、委員会の企画・運営に当たる。

## 第6条 (会議)

- (1) 委員会 年1回、6月に委員長が招集する。学校の方針・計画・実態を報告し、情報交換を行い、助言を受けて指導に生かす。また、必要に応じて委員長が招集する。

- (2) 指導委員会 事例に基づき、学校教職員が研修を深める。

緊急の場合も適宜開催し、対策を協議して指導にいかす。

## 第7条 (その他)

その他必要な事項は、会議に諮って検討する。

(付記) 平成25年9月 1日

平成29年3月31日